

2 県民経済計算の勘定と系列

(1) 基本勘定

① 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内生産勘定に当たっており、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって作成される。なお、県内総生産（生産側及び支出側）は県内概念で記録されている。

勘定の貸方は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産（支出側）である。構成項目は、民間最終消費支出、政府最終消費支出、県内総固定資本形成、在庫品増加、財貨・サービスの移出、（控除）財貨・サービスの移入が示される。

借方は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産（生産側）である。構成項目は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金が示される。

② 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払い、財産所得などの移転所得の受扱いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されている。

③ 県外勘定

この勘定は、県全体として捉えた県外取引が計上されており、県外の視点から経常取引について記録されている。

④ 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5制度部門別に作成され、生産活動により新たに生み出された付加価値（所得）が、どの制度部門に分配され、更に各制度部門及び県外部門間に様々な移転取引が行われる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示している。

(2) 主要系列表

① 経済活動別県内総生産（名目、実質・デフレーター：連鎖方式）

一定期間内に県内経済部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の評価額を、経済活動別に示したものである。これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものに当たる。支払利子は物的経費に含めない。

農家の自家消費に当てられた生産物及び、所有者自身が使用する住居のサービスなど、貨幣と交換されない生産物や便益もここでは評価に含まれる。

総生産は、県内概念によってとらえられたものであるので、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得で、その源泉が他県内の生産に関わるものは含まれない。

総生産と純生産の関連は、県内総生産（市場価格表示）＝県内純生産（要素費用表示）＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税一補助金となる。

この経済活動別県内総生産については、名目値のほか、連鎖方式による実質値及びデフレーターも表示している。算出の具体的方法は、国民経済計算の経済活動別産出額デフレーターと経済活動別中間投入デフレーターを用いて、産出額と中間投入を連鎖方式で実質化して、実質の経済活動別県内総生産額を求めるダブル・デフレーション方式を用いている。

② 県民所得の分配（名目）

県民所得の分配は、県内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した純付加価値額を、生産要素と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものである。制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによってえられる。各項目の合計額が、県民概念の要素費用表示の純生産＝県民所得として表示される。

③ 県内総生産（支出側）（名目）

県内総生産（支出側）（注）は、市場価格で表示される県内総生産（生産側）に対応する。

県内概念に基づき財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、県内総資本形成、財貨・サービスの移出（入）の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって県内総生産（支出側）を表示し、最後に県外からの所得の純額を加算することによって、県民総所得が示される。

（注） 平成16年度推計から「県内総支出」という名称を「県内総生産（支出側）」に変更した。

従来、県民経済計算では、民間最終消費支出等の支出面（需要面）から捉えた県内総生産を表す名称として「県内総支出」という用語を用いてきたが、当該項目は、県内で生産された財貨・サービスに対する県外における需要である移出を含む一方、県外で生産された財貨・サービスに対する県内需要である移入は控除しており、県内総生産に対する支出を意味するものであることから、項目の内容をより適切に表す名称として「県内総生産（支出側）」という用語を用いることとした。

また、これに合わせて、「県内総生産（生産側）」という用語を用いることとした。

なお、いずれも名称の変更であり、項目の内容を変更するものではない。

④ (参考) 県内総生産（支出側）（実質・デフレーター：固定基準年方式）

従来の固定基準年方式（平成12暦年基準）で推計したものである。